

# 無形資産に関するOECD移転価格ガイドライン改訂案のポイントについて

新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人  
西村 淳

## I はじめに

2012年6月6日に経済協力開発機構（OECD）は、その移転価格ガイドライン（以下、OECDガイドライン）における第6章の無形資産に関連する条項につき、その改訂案のドラフト（以下、ディスカッション・ドラフト）を公開しました。このディスカッション・ドラフトはOECDガイドラインの改訂案に関する中間ドラフトという位置付けであり、当ドラフトに対してのコメントを基に、更なる変更を加えたドラフトがパブリック・コメントに付される予定となります。従って、ここでの議論が、最終的にどの程度OECDガイドラインに反映されるかについては、明確なことは言えない状況ではありますが、今回のディスカッション・ドラフトを分析することによって、現段階でOECDが無形資産に関する移転価格についてどのように考えているかを理解することにもつながるため、本稿では、OECDガイドラインにおける無形資産の取扱いについてのディスカッション・ドラフトについて解説します。

## II ディスカッション・ドラフトにおける主な変更点

ディスカッション・ドラフトでは、現行のOECDガイドライン第6章での無形資産に係る

項目に対して、主に次の三つの点に関して大幅な変更が加えられています。

- 無形資産の定義
- 無形資産に関連するリターンの帰属先
- 無形資産の価値算定方法

## III ディスカッション・ドラフトの概要

### 1. 無形資産の定義

現行のディスカッション・ドラフトにおいては、無形資産は次の2点によって特徴付けられるとされています（パラグラフ5）<sup>\*1</sup>。

- 有形資産又は金融資産ではない
- 商業活動において使用するに当たり、所有又は支配が可能

このように無形資産をある程度広く定義した上で、ディスカッション・ドラフトでは、無形資産を含む取引に関する分析には、会計又は法律上の定義にはとらわれずに、独立企業間においてどのような条件であれば無形資産を含む取引に関して合意するか、という観点で分析することが重要であるとしています。そして、このような一般的な無形資産の定義をより具体化するため、実例を挙げて、どのような場合に本

<sup>\*1</sup> 別のパラグラフでは、「単一の事業体によって移転が可能である（他の資産と組合せられて移転される場合も含む。）」という条件も追加されています。

ディスカッション・ドラフトで定義する無形資産に該当すると判断されるかに関する説明が行われています。〈表1〉ではディスカッション・ドラフトで分析されている事例につき、現行のOECDガイドラインとディスカッション・ドラフトにおける取扱いとを比較しました。

前記事例の中では、特に市場固有の特徴について、安い人件費、市場への近接性、有利な天候条件といった要因は比較可能性分析で考慮されるべきであり、本ディスカッション・ドラフトで定義する無形資産とは異なるという点が明示されている意義は大きいと考えます。一方

で、のれん及び継続企業の価値に関しては、会計上の価値又は企業価値算定において求められた価値が、そのまま移転価格の観点での当該無形資産の価値とされることはないと言われてはいるものの、会計上の定義との明確な区別がなされていないことなどからも、今後更なる議論が望まれます。

## 2. 無形資産に関連するリターンの帰属先

無形資産に関連するリターンとは、無形資産の使用を伴う事業活動を通じて獲得する経済的利得から、関連する事業活動にかかるコスト及

▶表1 現行のOECDガイドラインとディスカッション・ドラフトとの比較

	OECDガイドライン	ディスカッション・ドラフト
無形資産の定義	「無形資産」には、特許・商標・商号・デザイン・型式等の産業上の資産を使用する権利が含まれる。更に、文学上、学術上の財産権、及びノウハウ、企業秘密等の知的財産権も含まれる。 (パラグラフ6.2)	「無形資産」という用語は、有形資産や金融資産ではないもので、商業活動における使用上所有又は支配することができるものを指す。 (パラグラフ5)
特許		無形資産に該当
ノウハウ及び企業秘密		無形資産に該当
商標、商号及びブランド		無形資産に該当
ライセンス、その他の制限された無形資産の権利		無形資産に該当
のれん及び継続企業の価値	特に議論はされていない。	のれんや継続企業の価値には、その企業の「評判に係る価値 (reputational value)」も含まれている場合があるため、ディスカッション・ドラフトの無形資産の定義に該当する。 (パラグラフ21及び22)
グループのシナジー	特に議論はされていない。	単一の事業体により所有又は支配し得ないものであるということから、本ドラフトにおける無形資産には該当しない。 (パラグラフ23)
市場固有の特徴	特に議論はされていない。	単一の事業体により所有又は支配し得ないものであるということから、本ドラフトにおける無形資産には該当しない。 (パラグラフ24)
統合された労働力 (Assembled workforce)	特に議論はされていない。	基本的には比較可能性分析で考慮されるべきであるが、特定グループの従業員からの役務提供を受けることに対して契約等による長期的なコミットメントが存在する場合は無形資産に該当する可能性もある。 (パラグラフ25及び26)

び費用、事業に係る機能、問題となっている無形資産を除く資産、リスクに係るリターン（適切な比較可能性の調整を考慮したもの）を控除したものです。このような無形資産に関連するリターンの帰属先を決定するに当たり、ディスカッション・ドラフトでは次の三つの項目が重要であるとしています。

- 法的な取決めにおける諸条件（当該無形資産に関する登録、ライセンス契約、その他の当該無形資産に関連する契約を含む。）
- 無形資産の開発、改良、維持及び保護に当たって、多国籍企業の各メンバーが担った機能、使用した資産、負担したリスク及び発生した費用
- 無形資産の開発、改良、維持及び保護に関連して、多国籍企業グループのメンバーが行った役務に対して、独立企業間原則に沿った支払がなされているか

そして、ディスカッション・ドラフトにおいては、無形資産に係る法的な取決めと当事者の行動とが合致していることが、無形資産に関連するリターンを享受するための重要な条件であるとされています。このように、法的な取決めだけでなく、当事者が実際に行う活動が無形資産に関連するリターンの帰属先を決定する上で重要な要素となるため、どのような活動が無形資産に関連するリターンを享受する上で重要と判断するかについて、機能、リスク及び費用負担という観点から議論されます。

#### (1) 機能・リスク

まず、機能の観点では、無形資産に関連するリターンを享受する権利を主張する関連者は、自らの従業員を通じて無形資産の開発、改良、維持及び保護に関連する重要な機能を担うものとされます。そして、無形資産に関連するリターンを享受する主体は、これら重要な機能に係る意思決定及びコントロールを「自らの従業員を通じて」行う必要があるとされますが、実際に当該機能の遂行に係る意思決定又はコントロールを行っているかといった点を評価する際

の基準には、基本的にはOECDガイドライン第9章（事業再編に係る移転価格の側面）の原則を適用するとされます。その原則に従うと、ある機能をコントロールしていると言う場合、日常的に当該機能を遂行する必要はないものの、当該機能を日常的に行う役務提供者による作業の結果を評価し、必要に応じて当該役務の継続や方向性についての判断をする必要があり、そのような評価を行うに足る実体が必要となります。

次にリスクの観点では、無形資産に関連するリスクを契約等の規定によって負担するだけでなく、当該リスクをコントロールするということが無形資産に関連するリターンの帰属先としては必要となるとされます。ここでのコントロールについても前記の機能のケースと同様、OECDガイドラインの第9章における原則が適用されます。

このような形で、無形資産に関連するリターンを受取る主体によってコントロールされることが必要となる重要な機能及びリスクとして、ディスカッション・ドラフトで挙げられている機能をまとめたものが<表2>となります。

#### (2) 無形資産の開発、改良、維持及び保護に係るコスト

無形資産の開発、改良、維持及び保護に係るコストについては、その無形資産に関連するリターンを享受する主体によって負担されるべきであるとされているものの、関連コストの負担自体が無形資産に関連するリターンを享受する権利を発生させるわけではないという点が強調されます。

### 3. 無形資産の価値算定方法

#### (1) 比較可能性分析

無形資産取引の独立企業間の条件の決定に当たっては、基本的にはOECDガイドラインの第1章から第3章までに記載されている原則が適用されます。その際、比較可能性分析を行うことが重要となるわけですが、関連者間の無形資産取引においては、比較対象を選定することが困難であるケースや、独立企業間では見ら

▶表2 無形資産に関連するリターンの帰属先によってコントロールされる機能・リスク

機能	リスク
<ul style="list-style-type: none"> <li>研究開発及びマーケティング・プログラムのデザイン及びコントロール</li> <li>予算の管理及びコントロール</li> <li>無形資産の開発プログラムに係る戦略的な意思決定に対するコントロール</li> <li>無形資産の防御・保護に係る重要な意思決定</li> <li>無形資産の価値に重要な影響があると考えられる機能のクオリティに係るコントロール</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>無形資産の開発に関連するリスク</li> <li>商品が陳腐化するリスク</li> <li>侵害のリスク</li> <li>製造物責任リスク（当該無形資産を使用する商品及び役務に関連する類似のリスクを含む）</li> </ul>

れないような形態で取引が行われるケース等、OECDガイドラインの他章で記載されている原則を適用することが困難である場合があります。従って、どのような場合に比較可能性分析を行うべきかを判断する基準として、次の条件を満たす無形資産を「本章D.1(vi)の無形資産」と定義し、この本章D.1(vi)の無形資産に関連する取引を分析する際には、適切な差異調整を行うか、比較可能取引への依存度が低い移転価格算定方法への変更を検討することが必要であるとしています。

#### 本章D.1(vi)の無形資産（パラグラフ105）

- 潜在的な比較対象取引の当事者が利用又は利用可能な無形資産と類似しない
- 事業活動に当該無形資産を使用することで、使用しない場合と比較して多くの経済的便益が期待される
- 非関連者間取引であれば、当該無形資産の使用又は移転に伴い対価が発生する

#### (2) 移転価格算定方法の選択

無形資産取引に係る移転価格の算定方法としては、基本的にはガイドライン第2章において記載されている五つの方法<sup>※2</sup>に加え、将来のキャッシュ・フロー予測の割引現在価値によって無形資産の価値を評価する方法（以下、評価テクニック）についても、その適用に当たっての仮定が適切であれば有用であるという点が明記されました。ただし、このような評価テク

ニックで算定された価値を独立企業間価格として用いる場合、その基礎となる前提を十分に検証することが必要であり、特に会計上行われる買収価格の配分における無形資産の評価については、移転価格上の評価とは関係ないという点が強調されています。

また、当該無形資産を開発するための費用にリターンを加えることで価値の推定を行う方法（以下、コスト・アプローチ）については、開発費用と開発後の無形資産の価値に関連性があるとするには殆ど根拠がないとし、このようなコスト・アプローチは一般的に推奨されないとしています。

#### (3) 無形資産取引における独立企業間価格の算定

無形資産取引における独立企業間価格の算定に当たり比較対象取引が把握できるケースでは、OECDガイドライン第2章の五つの移転価格算定方法のいずれかが適当な移転価格算定方法となり得ます。その場合、検証対象当事者が使用する無形資産が本章D.1(vi)の無形資産に該当しない場合は、比較対象取引の当事者が支払った若しくは受領した金額又は利益等が、独立企業間条件の決定のための基礎となります。一方、検証対象当事者が使用する無形資産が本章D.1(vi)の無形資産に該当する場合には、適切な差異調整を行うか、比較対象取引への依存度が低い移転価格算定方法を採用する必要性が生じます。このような比較対象取引への依存度が低い方法としては利益分割法の適用と評価テ

※2 CUP法・再販売価格基準法・原価基準法・取引単位営業利益法・取引単位利益分割法

クニックの適用という二つの方法が挙げられています。

利益分割法を適用する場合、例えばライセンス取引では、ライセンサーに残る権利や、ライセンサーが遂行する機能や負担するリスクといった点を考慮するべきとされます。また無形資産の権利が完全に移転するような取引では、各関連者について十分な機能分析を行うことが重要となります。開発途中の無形資産が移転するようなケースでは、移転前後での各当事者の相対的貢献の価値を検討するという方法が考えられ、その場合には、移転前後の研究開発活動による貢献の相対的なリスク及び価値、無形資産の耐用年数、無形資産に対する様々な貢献の償却率、当該無形資産を使用する新製品が導入されるタイミング、及び最終的に創出される利益に対する当該無形資産以外の貢献といった点が考慮されることが必要となり、これらの評価が分析の信頼性に重要な影響を与えるとされます。

評価テクニックの適用、特に予測キャッシュ・フローの割引現在価値に基づく方法の適用に当たっては、基礎となる仮定や評価モデルのパラメーターの推定が重要であるため、当該手法を用いる納税者及び税務当局は、評価モデルの作成において関連する仮定を明確に記載し、評価

パラメーターの選定根拠を記述し、そのような仮定や評価パラメーターの妥当性を主張できるようにしておくことが推奨されています。さらに、別の仮定やパラメーターを採用した結果、その無形資産の評価額がどのように変化するかを示す感応度分析を、納税者として移転価格文書化の一環として提示することも推奨されています。

このような評価テクニックを適用する場合に考慮すべき重要な仮定として挙げられている五つのポイントをまとめたものが<表3>になります。

このような重要な仮定を考慮したとしても、取引時点では無形資産の価値評価に関連した大きな不確実性が残るケースは十分に考えられます。そのような場合、独立企業であれば例えば予測が可能な範囲に絞った短期の契約を結ぶケースや、契約条件の中に調整条項を入れるというケースが考えられるため、ディスカッション・ドラフトでは関連者間での取引においてもこのような考慮がなされるべきであるとしています。そして、このように無形資産の価値を評価するに当たって大きな不確実性が残るような状況下で税務当局が無形資産の価値を評価することが必要な場合、比較可能な状況において独立

▶表3 評価テクニックを適用する際に考慮すべき重要な仮定

重要な仮定	注意点
財務予測	<ul style="list-style-type: none"> <li>税務目的以外で作成された予測を用いることで、分析の信頼性が高まる可能性がある</li> </ul>
成長率	<ul style="list-style-type: none"> <li>単純に直線的な成長率を用いたモデルを使用する際には注意が必要</li> <li>類似製品や市場の経験及び将来の市況等を検討することが重要</li> </ul>
割引率	<ul style="list-style-type: none"> <li>加重平均資本コスト（WACC）が常に適切であると仮定すべきではない（特に開発途中の無形資産に関連するケースでは、無形資産が納税者の事業の最もリスクの高い要素の一つである可能性もある）</li> <li>無形資産に関連する製品からのキャッシュ・フローが他の事業からのキャッシュ・フローよりも変動幅が大きい可能性がある</li> </ul>
無形資産の耐用年数と最終価値	<ul style="list-style-type: none"> <li>法的保護の性質や期間に影響されるのはもちろんのこと、そのような保護期間が終了した後も、当該無形資産が将来の無形資産や新製品発明の基礎となることを通じて、キャッシュ・フローへ影響する可能性もある</li> </ul>
税率	<ul style="list-style-type: none"> <li>移転価格分析においては税引前ベースで決定することが必要なため、実務上キャッシュ・フローの予測や割引率が税引後ベースで行われている場合は、税引前ベースに調整することが必要</li> </ul>

企業が行うであろう（事後的な）調整を税務当局にも求められるべきである（パラグラフ177）としています。これは、取引が開始された時点でどのような予測が利用可能だったかについて税務当局が合理的に判断をすることが難しいという、OECDのワーキング・グループの懸念点を反映させたものとのことですが、これによって無形資産の価値を事後的に調整することを許すような過度な裁量権が税務当局に与えられてしまう可能性もあり、今後の議論を通じて改正が望まれる点と考えます。

#### IV おわりに

今回のディスカッション・ドラフトは、まだ中間ドラフトという位置付けなので、更なる改善が必要であることは明らかです。例えば、不確実性が大きいケースでの無形資産の価値の評価に関しては、税務当局が事後的に調整できるような裁量を過度に認めているようにも見受けられるため、その点については再考が求められます。無形資産取引は納税者と税務当局との間で意見の相違が見られる代表的な分野であるため、納税者及び税務当局間で共通の土台の上で議論ができるよう、ディスカッション・ドラフトが改訂され、移転価格分析における無形資産の取扱いの方法が明瞭化されることが望まれます。

<お問い合わせ先>

新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人

移転価格部

Tel : 03 3506 2712

E-mail : atsushi.nishimura@jp.ey.com